

# 平成 2 9 年第 7 回農業委員会議事録

平成 2 9 年 7 月 2 0 日

長瀬町農業委員会

## 平成29年第7回農業委員会議事録

開催通知年月日 平成29年7月20日  
開催年月日 平成29年7月20日  
開催場所 長瀬町役場3階 大会議室B・C  
開会時刻宣告者 15時00分 事務局長 南 勉  
閉会時刻宣告者 16時20分 事務局長 南 勉  
会長 鈴木 誠 会長職務代理 村田 茂

出席委員

農業委員

席次	氏名	席次	氏名
1	野村 五郎	11	堀口 榮一
2	櫻井 汪	12	飯嶋 辰吉
3	福島美知子	13	鈴木 誠
4	中川 知久		
5	野原 新平		農地利用最適化推進委員
6	高橋 満	第1区域	中井 孝志
7	小菅 辰彦	第2区域	高田 幸好
8	村田 茂	第3区域	染野 亘志
9	坂上 良資	第4区域	齊藤喜久夫

遅刻委員 な し

欠席委員 10 田端 久子

議事参与者 事務局長 南 勉 主 査 村田 和也  
主 事 峰岸 綾子

会議件名

- (1) 会長の互選について
- (2) 会長職務代理者の互選について
- (3) 議席の決定について
- (4) 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について
- (5) 委員担当地区の決定について

( 6 ) 農地法第 5 条の規定による許可申請 2 件について

( 7 ) その他

- ・ 農地利用集積円滑化事業規程の承認について
- ・ 次回日程について

## 開 会

事務局長 それでは、会議を始めたいと存じますが、会議は会長が議長を務めることになっていますが、会長が決定するまでの間、恐縮ではございますが、私のほうで会議を進めさせていただきたいと存じます。

それでは、次第に従いまして進めていただきますので、よろしく願いをいたします。

ただいまの出席者は12名です。定員に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午後3時00分)

## 会長の互選について

事務局長 最初に、会長の互選になります。

会長の互選についてを議題とさせていただきます。

農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、会長は委員の互選によるものと定められておりますが、互選の方法はいかがでしょうか、お諮りをいたします。

はい。

4番中川知久委員 中川です。

会長の選出なんですけど、慣例というものがあって、この委員の中の2期目以上の委員さんが推薦委員となって、その中の互選で会長が決まっているようなんですけど、そのような方法で私はお願いしたほうがいいと思うんですけど、皆さんはいかがでしょう。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局長 ただいま中川委員さんから慣例ということで、2期目以上の委員の選考委員をお願いし、選考委員で会長を推薦するご提案をいただきました。2期目以上の委員は、田端久子委員、鈴木誠委員、村田茂委員、坂上良資委員、野村五郎委員、福島美知子委員、高橋満委員、中川知久委員の8名でございます。

以上の方々に選考委員をお願いし、ご推薦いただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局長 ご異議ございませんので、2期目以上の委員の方々に選考委員となり、ご推薦いただくことに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

それでは、選考委員の皆様は別室でご協議をお願いいたします。

(休 憩)

事務局長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

選考委員の協議の結果を福島美知子委員から発表していただきます。

3番福島美知子委員 それでは、選考結果発表です。選考委員会の協議結果を発表いたします。

会長に鈴木誠委員を推薦することに意見の一致を見たので、鈴木誠委員を会長に推薦することを提案いたします。

以上です。

事務局長 ありがとうございました。

福島美知子委員から、選考委員の協議結果では会長に鈴木誠委員を推薦する旨のご提案がありました。ご提案のとおり鈴木誠委員に会長をお願いすることでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局長 異議なし。ありがとうございます。

ご異議がございませんので、鈴木誠委員が会長に決定いたしました。

ここで、会長に就任されました鈴木誠委員に就任のご挨拶をお願いいたします。

会長 それでは、就任のご挨拶を一言申し上げます。

先ほど来、選考委員会からの会長という重責を担うことになりました。私も先ほど申し上げたとおり、村田さんをお願いしたいということをお願いしたんですけども、村田さんがそんな健康上の理由と。ぜひやってください。私もちょっと年が若いわけで、ちょっと頭のほうも、耳も少し遠くなりました。何とか務まるんじゃないかということで、前の代行をやっていた関係もあり、特に私もボランティアにいつも顔を突っ込んでおりまして、非常に忙しい身なんで、皆さんに迷惑がかかると思いますが、皆さんのご協力により任期いっぱい務まればいいですけども、頑張りたいと思いますので、よろしくお願いします。(拍手)

事務局長 ありがとうございました。

議長選出

事務局長 それでは、農業委員会会議規則第4条の規定により、会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。

開議の宣告

議長 それでは、座ったままで議事を進ませていただきます。

議事進行について、ご協力のほうよろしくお願いいたします。

#### 会長職務代理者の互選について

議長 2に移ります。

会長職務代理についての互選についての審議をいたします。

会則第16条第2項の規定に基づき、あらかじめ会長職務代行者を互選いたします。

互選の方法はいかがしたらいいでしょうか。

野村さん。

1番野村五郎委員 じゃ、会長職務代理者の推薦をお願いします。互選の方法は推薦として、会長職務代理者に村田茂委員を推薦いたします。よろしくをお願いします。

議長 ただいま野村五郎委員から、互選の方法を推薦とし、会長職務代行に村田茂氏を推薦する提案がありました。

村田茂氏を会長職務代理とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって、村田委員を会長職務代理にすることに決定いたしました。

ここで、村田委員に会長職務代行の就任のご挨拶をお願いいたします。

8番村田 茂委員 先ほどの推薦委員会でご指名をいただきましたので、もとより浅学非才の身でございますが、会長の代理としてできることを頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

以上です。(拍手)

議長 ありがとうございます。

#### 議席の決定について

議長 次に、議席の決定について協議いたします。

議席の決定につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、事務局のほうから説明させていただきます。

これから皆様に名簿順にこちらのほうで、こちらくじになっております。こちらでくじを引いていただきまして、引いたその番号が議席番号とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

議長 説明は終わりました。

方法は、くじ引きにより決定いたしますが、くじ引き順は、お手元に配付してあります農業委員会名簿とさせていただきますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 なお、会長については、恒例により13番とさせていただきます。本日欠席の田端委員は、最後に残った番号とします。異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって、くじ引き順番は、農業委員会名簿の順番とさせていただきます。

それでは、名簿1の方から順にくじをお願いします。

(くじ引き)

議長 くじを引いていない委員の方はいますか。

(発言する者なし)

議長 いませんね。

ただいま引いていただきました番号を各委員の議席番号とさせていただきます。

ここで、念のため、各委員の議席番号を事務局から発表してください。

なお、本日の会議、ただいま着席のままに進めさせていただきますので、ご了解をお願いします。

(議席番号発表)

#### 議事録署名人の指名

議長 ここで議事録署名委員の指名をします。

会議規則13条の規定により、1番、野村委員、2番、櫻井委員を指名いたします。異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議事録署名人に1番、野村委員、2番、櫻井委員を指名します。

#### 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について

議長 第4、議案第1号 長瀬町農地適正最適委員の委嘱について議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

事務局 事務局から説明をさせていただきます。

ホチキスどめの議案の1号をごらんいただきたいと思います。封筒に入っていたものになります。

それでは、議案第1号 長瀬町農地利用最適化推進委員の委嘱について説明いたします。

関連がありますので、番号1から番号4まで続けて説明いたします。

農地利用最適化推進委員は、農業委員会等に関する法律第17条により、「農業委員会は、農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、農地利用最適化推進委員を委嘱しなければならない。」とされています。

このため、平成29年3月7日から4月6日まで推薦・公募を行った結果、定員4名のところ、次の4名の方から推薦・応募がありました。

つきましては、長瀬町農地利用最適化推進委員を委嘱することについて、承認を求めるものでございます。

番号1から順に説明いたします。

番号1、住所・氏名、長瀬町大字長瀬——、中井孝志さん。生年月日、昭和10年1月22日、担当区域は第1区域（大字長瀬、大字本野上）でございます。

番号2、住所・氏名、長瀬町大字中野上——、高田幸好さん。生年月日、昭和14年11月23日、担当区域、第2区域（大字中野上、大字野上下郷のうち杉郷、辻、宮沢地区）でございます。

番号3、住所・氏名、長瀬町大字野上下郷——、染野亘志さん。生年月日、昭和20年2月23日、担当区域、第3区域（大字野上下郷（滝の上、小坂地区）、大字矢那瀬）でございます。

番号4、住所・氏名、長瀬町大字岩田——、齊藤喜久夫さん。生年月日、昭和26年10月18日、担当広域、第4区域（大字岩田、大字井戸、大字風布）でございます。

以上4名の皆様の委嘱について、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明終わりました。

事務局の説明終わりましたので、ここで質疑・応答をお願いします。

他にご意見等はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 異議はございませんので、以上をもって質疑を終結します。

採決を行います。これより本件に対する採決を行います。



採決は、番号ごとに、まず1番について採決を行います。承認するか、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手、賛成ですね。よって、1番は原案のとおり承認、委嘱することに決定しました。

続いて、2番について採決を行います。

承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成です。

全員の挙手がありましたので、承認したいと思います。認めます。よって、2番は原案のとおり承認、委嘱することに決定しました。

続きまして、3番について採決を行います。

承認するかどうか、賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

議長 全員、過半数の挙手がありましたので、承認することに認めます。よって、3番は原案のとおり委嘱することに決定しました。

続きまして、番号4について採決を行います。

承認するかどうか、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手がありましたので、承認したいと思います。よって、4番は原案のとおり委嘱することに決定しました。

ここで、委嘱いたしました農地適正化推進委員について、委嘱状を交付したいと思います。準備がありますので、5分の休憩します。よろしく願いいたします。

暫時休憩します。

(休憩)

議長 それでは、休憩を解きます。会議を再開します。

長瀬町農地利用最適推進委員の委嘱状の交付について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、私のほうから長瀬町農地利用最適推進委員の皆様のお名前をお呼びいたしますので、その場でご起立をお願いします。

会長のほうから交付をいたします。

中井孝志さん。

会長 長瀬町地域利用最適推進委員の委嘱をする。

任期は、平成29年7月20日から平成32年7月19日とする。

平成29年7月20日。長瀬町農業委員会。

よろしく申し上げます。

(委嘱状交付)

事務局 染野亘志様。

会長 以下同文です。

(委嘱状交付)

事務局 高田幸好様。

会長 よろしく申し上げます。

(委嘱状交付)

事務局 齊藤喜久夫様。

会長 よろしく申し上げます。

(委嘱状交付)

会長 ありがとうございます。

これで委嘱書の交付を終了いたします。

#### 委員担当地区の決定について

議長 それでは、会議を再開します。

5、推進委員地区の決定について協議します。

事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、封筒の中に入れておりましたホチキスどめの一番上の議案1号と書いてある、こちら議案の資料になりますので、ご用意いただきたいと思います。

そちらの2ページをごらんいただきたいと思います。

それでは、説明させていただきます。

農地利用最適化推進委員さんにつきましては、農業委員会等に関する法律第17条第2項に「推進委員を委嘱しようとするときは、各推進委員が担当する区域を定めなければならぬ」と規定されており、先ほど承認いただきました担当区域で決めさせていただいております。

これによりまして、中井委員におかれましては第1区域、高田委員におかれましては第2区域、染野委員におかれましては第3区域、齊藤委員におかれましては第4区域、以上でお願いしたいと思います。

続きまして、1枚ページをめくっていただきまして、この2ページの裏面になるんですが、3ページをごらんいただきたいと思います。

こちらにつきましては、農業委員さんについての地区分担表(案)でございます。

農業委員さんにおかれましては、今までの慣例では選挙委員は原則地元を担当し、選任委員は残りの地区を担当していただいておりますが、法改正によりまして、農地利用最適化推進委員が新しくできたことにより、担当区域でも現場活動は推進委員さんを中心に、農業委員さんが連携して活動していただくことを考えております。

欄外にも明記させていただいておりますが、原則地元を担当していただき、推進委員さんの4つの区域で第1区域が4人、第2・第3・第4区域が3人で担当していただきたいと考えてまして、こちらに事務局案としてご提案申し上げます。よろしくお願ひいたします。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

ここで本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議長 以上をもちまして質疑を終了いたします。

担当地区については原案のとおり決定することにしたらよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって、委員担当地区には原案のとおり決定いたします。

#### 農地法第5条の規定による許可申請2件について

議長 6、議案第2号 農地法5条の規定による許可申請2件について議題といたします。

農地法5条1、———氏、———氏の農地を———氏が農業作業所に転用するために許可申請について審議いたします。

事務局、説明を求めます。

事務局 それでは、説明させていただきます。

先ほどの資料の4ページをごらんいただきたいと思います。

ただいま申請書の原本につきまして、ちょっと一部しかございませんので、端から順に回させていただきます。ちょっと確認が前後しちゃうかもしれないんですけども、説明のほうをさせていただきます。

議案第2号 農地法第5条番号1について説明いたします。

番号1、譲受人住所・氏名、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_氏。譲渡人住所・氏名、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_氏、\_\_\_\_\_氏、\_\_\_\_\_氏。次に、申請土地の表示ですが、大字本野上字\_\_\_\_\_、地目は畑、面積は100平方メートルの1筆です。転用の目的は、作業場でございます。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。

場所は、\_\_\_\_\_区内、コメリ西にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、自宅の敷地に作業場を建築しようとしたが狭く、隣地を買い受け拡張したい。作業場建設に当たり、別の土地への建設も検討しましたが、敷地面積が広く高額な上、水回りの設置費用なども必要になります。申請地を転用することで価格を抑えられ、必要な作業面積の確保ができます。また、申請地は自宅に隣接しているため、利便性もよいため、作業場建設には最適と考えていますということでございます。

次に、計画の内容ですが、次のページの5ページにあります配置図と平面図もあわせてごらんいただきたいと思います。

土地の造成は100平方メートルでございます。建築物は、建築面積は64.4平方メートル、住宅敷地の941番の一部と一体で利用する計画となっております。

次に、資金計画でございますが、\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_ということでございます。現在お返ししています申請書に、\_\_\_\_\_も添付されておりますので、ご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道幹線23号線に接道しております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

ここで、本来ならば農地利用最適委員と担当農業委員に現地確認の説明をお願いするところですが、正式に担当地区が決定するまでは継続する農業委員に現地確認をお願いすることになっておりますので、根岸石原区担当の坂上良資委員に説明をお願いします。

9番坂上良資委員 先日13日の午前中に、事務局の村田さんと現地を確認してまいりました。場所は、武野上神社から小学校へ抜ける通りの脇です。今回出た土地の前に、違う人なんですけれども、4月に転用の申請が出た土地のすぐ北側の土地です。別に問題はないかなと思いますので、皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。

以上です。

議長 坂上良資委員の説明が終わりました。

これより本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑なしと認めます。

以上をもって質疑を終結いたします。

次に、採決を行います。これより本件についての採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに賛成の方、挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手であります。本件は、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

議案3、農地法5条番号2、———氏所有の農地を———氏が住宅敷地拡張に転用するために許可申請について審議いたします。

事務局、説明をお願いします。

事務局 それでは、ページの6ページ目をごらんいただきたいと思います。

議案第2号 農地法第5条、番号2について説明いたします。

番号2、譲受人住所・氏名、———、———氏。譲渡人住所・氏名、———、———氏。次に、申請土地の表示ですが、所在地、大字———、地目は畑、面積は120平方メートルの1筆でございます。転用の目的は住宅敷地の拡張で、追認となります。権利の内容は、売買によります所有権移転となります。

下に案内図、公図がありますので、場所の確認をお願いいたします。

場所は、——区内、消防署長瀬分署跡地の北西にある場所でございます。

次に、申請の事由ですが、私は平成4年ごろから、——氏の家の一部を農業用物置の所在地として利用してきております。しかし、数年前より農業はやらなくなり、現在は個人使用の道具等を保管しています。現在、私が使用している——氏の土地の一部を分筆し、正式に私が譲り受けることになりましたので、申請する次第ですということでございます。

次に、計画の内容ですが、土地造成は120平方メートルでございます。

次の7ページに配置図と現況写真がございます。こちらをあわせてごらんいただきたいと思っております。

次に、資金計画ですが、——ということでございます。現在お返ししております申請書に——が添付されていますので、ご確認をお願いいたします。

また、本件は追認のため、土地購入費以外の費用は発生しません。現在お返ししています申請書に始末書も添付されておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

次に、農地の状況ですが、長瀬町は都市計画法の適用がないため、市街化区域でも市街化調整区域でもないその他の区域となります。また、農地の区分としては、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

なお、申請地は、県立長瀬玉淀自然公園の普通地域内にあり、町道本中75号線に接道しております。

以上で説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。

こちらの地区も根岸石原区にありますので、坂上良資委員に説明をお願いします。

坂上委員。

9番坂上良資委員 9番、坂上です。

やっぱりこの間、13日午前中に、事務局の村田さんと現地を確認行ってきました。これも、物置はもうできていまして、分筆の杭はちゃんと打ってありました。別にほかの被害とかあればないと思いますので、皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。

議長 他に質疑はございませんか。

(発言する者なし)

議長 質疑はないので、以上をもちまして質疑を終結します。

これより本件に対する採決を行います。

本件は許可相当の意見を付して知事宛てに進達したいと思いますが、賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手がありましたので、本件は許可相当の意見を付し、県知事宛てに進達することに決定いたしました。

以上で議案の審議は終了いたしました。

その他

議長 その次でございますが、長瀬町大澤タキ江氏より審議委託ありました農地利用集積円滑事業規程の承認について、事務局の説明を求めます。

事務局 すいません。議題のその他ということで、ちょっと議題とさせていただいていますが、8ページをごらんいただきたいと思います。8ページについて説明をさせていただきます。

農地利用集積円滑化事業規程の承認についてでございます。こちらは、農業経営基盤強化促進法第11条の11第4項の規定によりまして、「同意市町村は、農地売買等事業に関する事項が定められた農地利用集積円滑化事業規程について、第一項の承認をしようとするときは、あらかじめ、農業委員会の決定を経なければならない。」と規定されております。そのため、大澤タキ江町長から農業委員会へ審議の申し出があったものでございます。

こちらの規程については、10ページに農業経営基盤強化促進法について載せておりますので、確認をお願いしたいと思います。

内容についてですが、この事業を行うための農地利用集積円滑化団体は、ちちぶ農協が郡内一括での実施主体となっております。今回の規程の変更についてなんですけど、こちらは農業委員等に関する法律が改正されまして、9ページをごらんいただきたいんですけども、9の下線が引いてある部分のところを確認いただきたいんですけど、県農業会議とあるんですけど、こちらが新のほうは埼玉県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構、このように変更になっております。こちらは、農業委員等に関する法律が改正され、都道府県農業会議が都道府県ネットワーク機構に名称が変更されたことに伴いまして、農協のほうの農地利用集積円滑化事業規程も名称を変更するものでございます。

説明のほうは以上で終わらせていただきます。

議長 事務局の説明は終わりました。

何か質問ございますか。

(「ちょっと私は質問しちゃだめ……」と呼ぶ者あり)

議長 いいです。

齊藤喜久夫委員 先ほどもらった資料3の農業委員会の会議等の出席の方の中で、系統組織の案内の4番のところに全国農業会議所とか埼玉県農業会議とか入っていますが、これはもう既にネットワーク機構に変わっているということでもいいですか。

事務局 そうですね。こちらの埼玉県農業会議というのは、そのまま引き続き残ってございます。法律のほうは、もともと農業委員会に関する法律については、その規程、都道府県農業会議というのが直接明記されてありました、以前は。法改正によりまして、このこちらの議題のほうで挙げさせていただいている県知事の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構というような形で法律のほうに記載の仕方が変わっております。埼玉県農業会議自体は残っているんですけども、その農業会議がこの埼玉県知事の指定を受けたネットワーク機構として指定を受けているような状態が今現状でございます。

齊藤喜久夫委員 ちょっと聞いているのは、組織としては残っているということ……。

事務局 残っています。

齊藤喜久夫委員 わかりました。

議長 ほかに何かないですか。

(「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり)

議長 はい。

2番櫻井 汪委員 賛成したんですけども、この今、坂上さんのほうの関係で、同意書があるんですよね、これね。問題ないんですか。隣地所有者、——が消してあって、——さんの消してあって、なおかつ——さんの判こは要らない。

事務局 同意書の下欄に実印で押してもらっていますので……。

2番櫻井 汪委員 捨印はいらないの。何字加入かというのは、それは問題ないですか。

事務局 そこは、書式上、この所有者があるんですけども、そこは本来であれば——さん書いていただきたかったんですが……

2番櫻井 汪委員 本来なら何字加入何字削除とかするべきでね、公文書であればね。

事務局 そうですね。今回は、こちらの同意書のほうで同意するというので、——さんの同意はいただきたいものでございましたので、ここに書いてあるということで判こを押していた



だいているので不要ということで受け付けはいたしました。

2番櫻井 汪委員 そうですか。すいません。

議長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 質疑はございませんので、本件の採決を行います。

本件の承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長 全員挙手がありましたので、本件は承認することに決しました。

次に、次回の日程について、事務局から説明を求めます。

事務局 総会の日時につきまして説明させていただきます。

総会につきましては、土・日、祝日の場合を除きまして毎月25日に開催したいと考えております。時間については協議をお願いしたいと考えておりまして、というのは、改選前の農業委員会につきましては、6月から10月は午後1時30分から開始をいたしまして、残りの月につきましては午後3時から開始をしておりました。今後について、委員の皆さんに開催日と時間についてお諮りをしたいと考えております。よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は終わりました。

ここで質問、ご意見等を伺います。

3番福島美知子委員 福島です。よろしく申し上げます。

この時間についてなんですけれども、3時って農業委員会は決まっているってお話をいただいたんですけれども、前期から私と田端久子委員2人から皆さんに提案したんですよね。田端久子委員は、この時期はオクラを栽培しているので、朝晩収穫したいということで、私もこの時期ハウスキュウリやっけていて、朝晩収穫があるんですよ。月、水、金、主人が透析行っているものですから、私が必ず月、水、金はキュウリの収穫があるので、皆さんに議会のときをお願いして、6月から10月、5月と11月は除外申請の議案が上がってきますので、皆さんをお願いして変えていただいたんですけれども、ここでまた新しい委員の方にも了解を得てお願いしたいと思うんですけれども、よろしく申し上げます。1時半から。それで、この時期、暑くてとてもハウスに1時から3時ちょっと過ぎまでは入れないんですよ。だから、どうしても暑い時期は3時半ごろからハウスの仕事をしたい。勝手なお願いなんですけれども、皆さんの了解をいただければありがたいと思うんですけれども、よろしく申し上げます。

議長 そうしますと、8月の次の25日は何時に。

3番福島美知子委員 思うんですけれども、その1回1回提案して、皆さんに決定していただくよりも、もう田端久子委員もこの時期11月ごろまでオクラの収穫があるので、6月から10月は1時半でお願いしたいと思うんですけれども、いかがですか。

(「俺はそれいいですよ」と呼ぶ者あり)

(「6月から10月が1時半」と呼ぶ者あり)

3番福島美知子委員 に農業委員会ということでお世話になりたいと思うんですけれども。

2番櫻井 汪委員 あとは3時からで。

3番福島美知子委員 はい。

2番櫻井 汪委員 それやっぱり優先ですよ。

3番福島美知子委員 ありがとうございます。

2番櫻井 汪委員 生活がかかってらっしゃる。生活優先だと思います。どうですか、事務局のほうは。

事務局 事務局のほうは、特に問題はございません。

議長 生産者がそうかって、やってもらうんだから、それに協力するのが我々は組織でやっぱり応援しなくちゃいけないと思いますよね。

議長 8月25日は3時ということ……。1時か。1時半か。1時半。このとおり。

それでは、議長のほうから意見等伺いました。次回は8月25日金曜日午後1時30分からしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 また、開催時間は、6月から10月は1時30分から、それ以外は3時からと決定をしたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

2番櫻井 汪委員 ちょっといいですか。それはある程度の基本であって、やっぱり今言ったように、またそういう生産者の方がね、急遽またいろいろなことで、これからどういう災害が起きるとかありますよね。そのときは、やっぱりその場で時間等は変更を頭に入れておいたほうがいいと思うんですよ。議長、よろしく。あくまでも、それ以外を3時。

議長 それでは、時間はその都度、前の月に25日の日にちだけ決めて、時間のほうは集まった委員の方に決定してもらおうということで。

2番櫻井 汪委員 場合によったらね、何もなければ3時。

議長 それが一番いいのはいいんですけれども、ちょっとちゃんと決めていってもらったほうが時間はね、いいかもしれません。

ほかに何か意見ありましたら。何番ですか。

5番野原新平委員 お願いします。です。矢那瀬の野原ですけれども、3時というその時間は  
どういうふうな根拠で、1時半というのがいいという話はされているようだけれども、3時に  
したいというのはどういう意味合いで3時になっておりますか。

事務局 今までの慣例だと思うんですね。農業をやっている方が多いので、ある程度作業を  
やられてというところもあったかと思うんですけれども、ただちょっとはっきりと何で3時か  
というようなものというのがないんですよ。もうその時間、先ほどの説明、福島委員さんのほ  
うからお話ありましたけれども、絶対3時じゃなくちゃいけないということはありませんので、  
皆さんで決めていただいて、これ日時については告示する必要がありますので、少なくとも告  
示までには時間は決めていただく必要があるんで、前の会議のときに時間は決めていただくよ  
うな形になっているんですけれども、3時という根拠はちょっと今はないという現状です。

議長 皆さんが別に都合のいいときということで、3時がよかったので、前のときからそう  
いうふうに……。もちろん、今櫻井委員のほうから言った生産者の支障がないようにというこ  
ともありますが。作業について、ちょうどいい時間にね、こっち出られないという場合がある  
からね。

そうすると、その都度、その前の1か月前に時間を決めるということはどうでしょうか。決  
めておかないで、細かく。

事務局 毎回毎回、農業委員会の最後に次回の一応どうしましょうという協議必ずかけますの  
でね。だから、基本線としては……

2番櫻井 汪委員 いいですか。今言ったように、原則は3時でやっておいて、その時々3  
時どうしようかと、意見があれば言ってください。

議長 それはね、いつでもね、最後に日にちを決定するふうに諮りますから、そんなふうによ  
っちゃいますね。

2番櫻井 汪委員 そのほうがいいんじゃないでしょうか。

議長 じゃ、そんなふうにさせていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、次回は8月25日金曜日午後1時30分から。それから、先ほど櫻井さんが言った3  
時からというのは、その会議のときにまた決定する。なお、今後の総会は、毎月25日を開催日  
といたします。25日が土曜、日曜、祭日の場合は、相談の上決定させていただきますので、よろし  
くお願いいたします。

他に何かございますか。

3番福島美知子委員 すいません。福島ですけれども、お願いします。

前もちょっと感じたんですけれども、事務局にお願いなんですけれども、この議案審議の参考資料の案内図ってございますよね。それは、ちょっと前よりも小さくて、老眼鏡をかけても見えないんですけれども。例えば、4ページの議案2号の1ですけれどもね、例えばフジマートという大きな目標があるんですよ。その辺をちょっと拡大して、周りの大きいものも表示して、ちょっともう少し大きくしていただかないと、ちょっとね、この上は要らないと思うんですよ。

事務局 わかりました。

3番福島美知子委員 すいません。前よりちょっとちっちゃくて本当見えないんです。ごめんなさい。

議長 新しく4月に変わったばかりの人から意見で、今度は新しく大きくしますから。わかりました。

3番福島美知子委員 申請地をアップしてもらって、ごめんなさい。ちょっと見えなくて、目が痛くなっちゃって。皆さん、見えますか。

(発言する者あり)

3番福島美知子委員 ちょっと周りちっちゃいんだよね。ごめんなさい、事務局。ごめんね。

議長 他に何かございますか。

(発言する者なし)

議長 他になければ、本日の議題は終了いたしました。

これで議長の職を解かせていただきます。ご協力ありがとうございました。(拍手)

不なれでね、大変聞きづらいところもあったり、本当に初めてこんな長い運営委員会はなかなかやったことない。今まで経験していなかったんですが、非常に勉強できました。ありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。(拍手)

閉 会

事務局 それでは、以上で農業委員会を閉会とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(午後4時20分)

上記のとおり会議の顛末に相違ないことを証するため、下記のとおり署名する。

平成29年7月20日

議 長 鈴 木 誠

署名委員 野 村 五 郎

署名委員 櫻 井 汪